

平成20年度第9回三重県公共事業評価審査委員会議事録

1 日 時 平成21年3月23日(月) 13時00分～15時30分

2 場 所 アスト津4階 アストホール

3 出席者

(1) 委 員

葛葉泰久委員長、大森達也副委員長、岩田俊二委員、芝崎裕也委員、鈴木宏委員、
南部美智代委員、野口あゆみ委員、森下光子委員

(2) 事務局

環境森林部

森林・林業分野総括室長

県土整備部

県土整備部長

公共事業総合政策分野総括室長

道路政策分野総括室長

流域整備分野総括室長

住まいまちづくり分野総括室長

公共事業運営室長

農水商工部

担い手・基盤整備分野総括室長

企業庁

水道事業室長

4 議事内容

(1) 三重県公共事業評価審査委員会開会

(公共事業運営室長)

お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただ今から、平成20年度第9回三重県公共事業評価審査委員

会を開催いたします。

本日の司会を務めます県土整備部公共事業運営室長の渡辺です。どうぞよろしくお願いいたします。

座って司会のほう、進めさせていただきます。

まず最初に、本審査委員会につきましては、原則公開ということで開催させていただいております。今日は傍聴を希望される方がいらっしゃいますので、ここで入場していただきたいと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

(委員長)

委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(委員のうなずき有り)

では、反対ありませんので、傍聴の方々にお入りいただきます。よろしくお願いいたします。

(公共事業運営室長)

本日は10名の委員中、7名の委員にご出席いただきましたので、三重県公共事業評価審査委員会条例第6条第2項に基づき、本委員会が成立することをご報告いたします。

それでは、まず最初に、公共事業総合推進本部の本部長であります江畑副知事からご挨拶申し上げます。

(江畑副知事)

副知事の江畑でございます。

昨年10月22日付けで三重県副知事に就任いたしまして、また、併せまして三重県公共事業総合推進本部の本部長も拝命いたしました。

それでは、平成20年度の第9回三重県公共事業評価審査委員会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日は、委員長をはじめ、委員の皆様には大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、これまでの委員会におきましても、長時間にわたり熱心にご審議をいただき、重ねてお礼を申し上げます。

本年度の再評価につきましては、27事業をご審議いただき、すべて「継続」とのご答申をいただきました。

県といたしましても、これらの再評価事業を、「継続」とさせていただきますが、委員の皆様からご審議中にいただきました貴重なご意見を踏まえ、本日、本県の“事業に対する取り組み”や“今後の事業方針”についてご説明をいたしたいと思っております。

次に、事後評価につきましては、10事業の対応方針に対し、「了承」とのご答申をいただきました。事後評価におきましても、評価結果や皆様からのご意見を、今後実施する事

業の計画や実施中の事業へ反映してまいりたいと考えております。

さて、本年度は原油や鋼材の高騰により、公共事業にとりましては多難な年でございます。

また、サブプライムローン問題に端を發します米国発の經濟危機が、日本中の企業に及んでおり、平成21年度予算編成の県税収入におきましても、法人関係税の大幅な落ち込みなどにより、歳入予算が厳しい状況となっております。

委員の皆様からも、コスト縮減など事業費に関するたくさんのご意見を頂戴しておりますが、厳しい雇用・經濟情勢や財政状況のもと、必要な事業への「選択と集中」を進め、より一層効率的な行財政運営に取り組んでまいりたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましても、これまで同様、公共事業に対するご指摘ならびにご意見を賜りたいと考えております。

本日はこの後、公共3部及び企業庁から今後の取り組みについてご説明をさせていただきますので、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

(公共事業運営室長)

それでは、議事に入らせていただく前に、本日は委員長からご挨拶をいただけたこととでございますので、委員長、よろしくお願いいたします。

(委員長)

ただ今、副知事よりご挨拶いただきましたけれども、最終回ということで一言、委員長のほうからも挨拶をさせていただきます。

最近、テレビをよく見ていると、特に道路事業の話でB/Cという話が、テレビにも国会議員の人が説明されたり、出てきます。それで、昔ですとB/Cなんて話は、普通の市民というか、普通の国民の方、殆どご存じなかったと思うんですけども、それだけ公共事業にけるお金も段々無くなってきたこともあり、非常に国民の目、県民の目が厳しくなってきたらと思います。そのときに、道路の話ですと、予想される通行料がこれぐらいなのに、実はそれだけしか走ってないとか、非常に厳しいことが出ていると思っておりますけれども。

そういうことを踏まえまして、この委員会で求められてるということは、結局突き詰めて考えれば、ベネフィットとコストを非常に厳しく算定して、進められている公共事業が正しいのかというか、為になるものなのかどうかということで、我々もそういうふうな目で県民の方から見られてるという意識を非常に強く最近持っております。そういう意味で、委員の方々にも非常に厳しい目で審査をしていただくことをお願いして、それからまた、県のほうにはそういうことを踏まえて、非常にBなりCなり、Cのほうはまだ分かりやすいんですけども、何度かこの委員会でBのほうの算定がちょっと分かりにくいという話

があったと思います。その辺のところを我々がまず分かって、県民の方々にちゃんと説明できるように、我々が説明できるようなご説明をいただけたらと思います。

以上でご挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございます。

(公共事業運営室長)

どうもありがとうございました。

大変申し訳ございませんが、公務の関係で副知事はここで退席させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、次にお手元の委員会資料のご確認をお願いしたいと思います。資料は、「平成20年度第9回三重県公共事業評価審査委員会資料(事業方針報告)」と書かれた厚い資料1冊を事前にお送りしておりますが、お手元にお持ちでしょうか。

(委員のうなずき有り)

それでは、議事次第2番目の「議事進行」について、事務局のほうから説明させていただきます。

(2) 議事進行について

(事務局)

事務局を担当しております県土整備部公共事業運営室の堤です。私の方から「委員会の議事進行」についてを説明させていただきます。

座って失礼いたします。

今日は、資料1の議事次第にございますように、これまで委員会でご審議いただきました事業における事業方針を、資料4の「事業方針書」に基づき説明をさせていただきます。

説明は事業方針書の1ページから始まります、再評価対象事業につきまして、まず事務局から県全体の対応方針を報告し、続けて「各部・庁共通の取り組み」を説明いたします。その後、環境森林部、農水商工部、県土整備部、企業庁の順で個々の取り組みを一括して説明いたします。

次に、同じく37ページから始まります、事後評価対象事業につきまして、事務局から「各部・庁共通の取り組み」を説明し、続けて農水商工部、県土整備部の順で個々の取り組みを一括して説明いたしますので、よろしく願いいたします。

また、資料の最後に、青いインデックスで「資料編」を添付いたしております。ここには、本年度再評価箇所、事後評価箇所の概要や平成10年度から本年度までの委員会の実施状況を掲載してございますので、併せてご参照いただきたいと思います。

本日の議事進行につきましては、以上でございます。

(公共事業運営室長)

委員長、ただ今の説明につきまして何かご質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

(委員長)

委員の皆さん、何か質問ございませんでしょうか。

では、特にございませんので、事務局、次、進めてください。

(3) 今後の事業方針について

(公共事業運営室長)

それでは、議事次第3番目の今後の事業方針について、まず事務局から再評価対象事業の対応方針を報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(事務局)

それでは、再評価対象事業の対応方針を報告させていただきます。

資料4、「事業方針書」2ページから3ページをご覧ください。一番上の青いインデックスを持っていただいて開いていただいたページが2ページと3ページになります。よろしいでしょうか。

本年度は第2回から第8回までの計7回の委員会におきまして、委員の皆様にご客観性・透明性を図るべくご審議をいただきました。

その結果、ここにございますように、27事業全てについて「継続」とのご答申をいただきました。

本日、ご報告いたします「事業方針書」は、委員会のご答申を最大限尊重いたしました上で決定をいたしました「再評価対象事業の対応方針」と、併せて頂戴をいたしましたご意見を踏まえ、事業実施主体が考えました課題に対する「事業への対応方針」をまとめたものでございます。

この事業方針書は、委員会でのご審議ののち、各事業担当室で策定した方針を、副知事を本部長といたします三重県公共事業総合推進本部員会議における協議を経て、決定したものです。この結果、県事業全てについては、一番右の欄の対応方針のとおり、「継続」とさせていただきますが、それぞれの具体的な事業方針につきましては、各分野の総括室長からご報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

(公共事業運営室長)

それでは、順番にいきますが、もう2枚めくっていただきまして、6ページのほうをご覧ください。それでは、まず事務局のほうから6ページのほう説明させていただきます。

(公共事業総合政策分野総括室長)

それでは、各部共通の取り組み、6ページでございますが、この点について、私のほうから説明させていただきます。

再評価における費用便益、費用対効果分析についてということで、経緯としましては、平成20年第7回の委員会におきまして、今後費用便益分析においては、マニュアルに捉われず三重県の実情に合った便益算定を行われたいとのご意見を委員会からいただきました。

これに対して、取り組みでございますが、都市公園事業等におきましては、既に三重県の実情に即した便益算定を行っている事例もございます。今後の便益算定においても、個々の事業に対する具体的なご指摘があった場合には、関係機関と調整しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(公共事業運営室長)

それでは、続きましてページをもう1枚めくっていただきまして8ページからでございます。環境森林部、説明お願いいたします。

(森林・林業分野総括室長)

環境森林部でございます。座らせていただいたままで説明を申し上げます。

8ページ、9ページでございますが、森林整備事業の対応方針でございます。本年度、ご審査をいただきましたのは、1番から4番までの県営林道でございます。2回に分けてご審査をいただきまして、まず11月20日に1番、3番、4番をご審査をいただきまして、事業継続の妥当性が認められることから、事業継続を了承するとのご答申をいただいたところでございます。

続いて、12月25日に2番についてご審査をいただきまして、本林道につきましても事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承するとのご答申をいただきました。総括意見としまして、「森林整備について、今後、便益、特に森林整備促進便益の内容が分かるよう、より詳細で分かりやすい説明を求める。」とのご意見をいただいたところでございます。

9ページをご覧いただきたいんですけども、4番でございます。対応方針ですが、これら林道の開設が林業経営意欲の向上につながり、森林資源の有効利用が図られること。また、適正な森林施業を通じた森林の持つ公益的機能の増進が期待できること。あわせて観光資源等へのアクセス路や、地域の連絡道としての期待も高いことから、コスト縮減等、自然環境への配慮に努めながら、早期完成を目指して事業を継続していきたいというふうに考えております。

事業への対応方針のまず課題でございますけれども、費用対効果の説明において、森林

整備促進便益の内容が分かりにくいというお話がございまして、ご意見をいただきまして、解決方針としまして、計上する便益につきましては、最初の 11 月 20 日にいただいたご意見でございましたので、12 月 25 日に第 7 回の本委員会におきまして、野又越線でご説明をさせていただいたんですが、その内訳まで説明をさせていただいて、前回との対比やグラフ化することなどによりまして、分かりやすい説明をさせていただきましたが、今後もそういった説明に努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、10 ページをご覧いただきたいのですが、治山事業の対応方針でございます。今回、1 件でございまして、保安林管理道の平ノ木線でございます。12 月 25 日に本委員会におきましてご審査をいただきました結果、「事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承する。」とのご意見をいただいたところでございます。

4 番の対応方針でございますが、管理道を活用した荒廃森林の復旧と保安林の適正管理を行いつつ、コスト縮減と環境への配慮に努めながら、早期完成を目指して事業を継続していきたいというふうに思っております。

また、5 - 1 の課題でございますけれども、「事業の効果及び山腹崩壊等の早期復旧に向け事業を推進する必要がある。」というご意見をいただいております。解決方針としまして、事業効果がより早く発現できるよう、コスト縮減と環境への配慮に努めながら、事業の早期完成を目指していきたいというふうに考えております。

どうぞよろしく申し上げます。

(公共事業運営室長)

それでは、続きまして 12 ページのほうでございまして、農水商工部、説明をお願いいたします。

(担い手・基盤整備分野総括室長)

農水商工部の平本でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは 12 ページのほうをお開きいただきたいと思います。防災ダム事業安部・七郷池地区の継続についてでございます。平成 20 年 9 月 26 日に開催されました第 3 回委員会におきまして「事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承する。」とのご答申をいただきました。また、あわせまして「農業農村整備事業につきまして、食の安全・安心を産み出す農業の振興につながる事業を推進されたい。」とのご意見をいただいたところでございます。

事業の背景といたしまして、本地区は地震などによりため池が決壊した場合に、ため池下流域に被害が想定されましたので、これを未然に防止するために本事業に取り組んだところでございます。

対応方針でございます。本地区は希少動物の生息が確認されましたことから、種々の配慮を行った結果、予定工期よりも延伸しています。しかし、工事も 8 割近く完成し、受益

者もため池の完成を待ち望んでいることから、今後も希少動物に配慮を行い、事業を継続いたしたいと考えております。

5番の事業の課題でございますが、特に今後は県といたしましても、食の安全・安心を県民に提供していけるように事業を推進していく必要性も高まってきたと、このように考えております。

課題の解決方針といたしましては、特に生態系に配慮した事業推進を行うことによりまして、事業の環境への負荷低減により一層努めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

続きまして、14ページのほうをお開きいただきたいと思います。湛水防除事業榑田地区の継続についてでございます。委員会のほうからは、平成20年9月26日に開催されました第3回委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承する。」とのご答申をいただきました。また、あわせて先ほどと同意見を頂戴したところでございます。

背景といたしましては、湛水防除事業は排水条件が悪化した地域を対象に、排水施設の再整備を図る事業であり、湛水被害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図るものでございます。

対象事業の対応方針でございますが、本地区におきましては、排出先の榑田川への影響検討に時間を要したために、予定工期より延伸しています。しかし、既に排水機場も完成して稼動しておることから、接続する排水路工事を早期に完成し、所定の事業効果を発揮するために事業を継続するものでございます。

事業への対応方針、5番でございますが、今後、特に、3行目でございますが、昨今、食の安全・安心を脅かす様々な事象が発生しており、ご指摘のありましたように、今後は食の安全・安心を県民に提供していけるように事業を推進していく必要性も高まってきました。

課題の解決方針といたしましては、2行目でございます。今後は担い手への集約等を含め、安全・安心な農作物を安定して提供していけるよう、より一層連携を深めながら事業を継続していきたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

(公共事業運営室長)

委員長、ここまでのところで何かご質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

(委員長)

初めてこの最後の審議に参加される委員の方もいらっしゃると思いますが、どういう場かと言いますと、我々が今までの委員会で、色々と各事業につきまして附帯意見をつけて事業を継続を認めるというふうにご答申したのに対して、特にそういうものに対して、各

室がどういふうな対応をされるかという話を今、されたわけです。

それに対して、その対応の是非というか、各委員の方がどのようにもう1つ注文を付けられるとか、そういう場合もあるでしょうし、それ以外に、予定表から見ると環境森林部と、それから農水商工部に対する再評価に関する意見を述べるのは、今日の中では再評価に関しましては、ここしかありませんので、様々な意見がありましたら、各委員の方から意見を出していただきたいというふうに思います。そういう場ですので、忌憚ない意見を述べていただければと思います。どなたか何かございませんでしょうか。今までの委員会の中で言い忘れたとか、もうちょっと言っとけばよかったということでも結構ですので、何でも結構ですので、意見があれば、よろしく願いいたします。

特に無ければ、私の方からまずちょっと。先ほどからも何度も今までの委員会のおきにも申し上げておりますけれども、やはりここには対応として、もうちょっと分かりやすいベネフィットの計算を見せていただくというふうに書いてくださってますけれども、そこら辺りのところを一番、委員会の中で議論したときにもお願いしたいということでしたので、非常に難しいとは思いますが、難しいといいますが、例えば、県土整備部で言えば、土木研究所が書かれたんでしょうか、マニュアルがあって、そのマニュアルにはこういうふうに書きなさいというふうに書いてあるんで、そういうところから逸脱するようなものを書きにくいというのも非常によく分かるんですが、ああいう場で各委員の方、特にベネフィットとかコストとかいう概念を今まであまり持たれてないような、いろんな方の代表で来られてる委員の方が色々いらっしゃるわけですから、そういう方にも、私も土木の出身ですけど、それでもやっぱり分かりにくいというところが色々ありましたんで、その辺のところ、もう一度そういう分かりやすいような説明をしていただくようお願いしたいと思います。

私はそれぐらいですけど、他の方、何か特にございませんか。無ければ、このまま次、事務局進めてください。

(公共事業運営室長)

はい、分かりました。

それでは県土整備部の説明に入る前に、県土整備部長から一言ご挨拶申し上げます。

(県土整備部長)

ただ今、紹介していただきました県土整備部長をしております野田でございます。

再評価委員会には第2回に挨拶させていただいてからしばらくぶりです。来させていただきます。まして申し訳ございませんでした。

本日、委員長をはじめ、委員の皆様には、この1年間、再評価・事後評価のご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

私どもの県土整備部所管の公共事業につきまして、20事業の再評価、それから5つの事後評価を行っていただきまして、委員の皆様には色々ご審議いただきました結果、「継続」並びに「了承」という答申をいただいております。

特に本年度はこれらの事業をご審議していただく中で、委員の皆様には、色んな角度から貴重なご意見を頂戴いたしましたので、先ほど出ておりましたB/Cの話も含めて、今後の事業展開を進めていきたいというふうに考えてございます。

この後、各分野の私の総括室長から、審議いただきました各事業の事業方針を説明させていただきますので、これまでと同様のご意見をいただければと思っております。非常に簡単でございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。

(公共事業運営室長)

それでは、議事のほうを進めさせていただきます。

資料のほうは18ページに入ります。それでは18ページから県土整備部の説明よろしくお願いたします。

(道路政策分野総括室長)

道路政策の福島でございます。座って説明をさせていただきます。

お手元の資料、18、19ページからでございます。道路事業についてまずご説明をさせていただきます。再評価をいただきました事業でございますが、1番に記載しておりますとおり、一般県道四日市鈴鹿線ほか一般国道の2つのバイパスでございます。平成20年12月の第7回委員会におきまして、事業継続の妥当性が認められましたことから、事業の継続を了承するとの答申をいただいております。また、あわせまして「今後の道路事業の便益算定に当たっては、当該地区の人口や年齢構成など、将来予測や地域住民の実情を踏まえて行うよう求めるものである。及び道路規格の設定に当たっては、明確且つ客観的な判断基準に基づき、地域の事情を踏まえて行うよう求めるものである。特に交通弱者に配慮した整備を進められたい。」とのご意見をいただいたところでございます。

一番下の対応方針に記載してございますが、3つの事業につきまして、継続との答申をいただきましたので、残った残事業を的確に把握しまして、コスト縮減に努め計画的で効率的な事業執行によりまして、事業効果の早期発現を目指し継続して実施してまいりたいと考えてございます。

次に、右のページ、19ページに移りまして、事業への対応方針でございます。一番、便益算定につきましては、国が行っております平成17年度の道路交通センサス、これはデータとしてそろそろ使える状況まで整理がされてございますが、その調査結果を踏まえまして全国的な将来交通需要推計におきましては、これまでの推計よりも全国ベースでは需要が多少少なくなるという報告が昨年末に出てございます。それを受けまして、現在、国のほうでもそれを基に、地域ブロック別の最新の将来交通需要推計の作業が行われておると

聞いておるところでございます。

今後の事業評価における便益算定におきましては、この社会経済情勢の変化などを踏まえた最新のデータと、いろんな手法、マニュアルに必ずしも捉われることなく、最新の手法の知見による便益算定に努めてまいりたいと考えてございます。

次に 番の道路規格についてでございます。こちらにつきましても、国において道路構造令のあり方につきまして検討が進められておりまして、この道路構造令の運用の面、及び規定の面の両面において改善策が議論されておるところでございます。今後の道路整備に当たりましては、その道路の特性に十分配慮して、道路の規格を決定するとともに、県民に対して分かりやすく説明ができるように努めてまいりたいと考えております。

道路についての説明は以上でございます。

(流域整備分野総括室長)

次に 20 ページの河川事業についてご説明させていただきます。

申し遅れましたが、流域整備の総括室長の宮崎でございます。よろしくお願ひいたします。

今回の再評価の対象となりました河川事業は、10 番の木津川ほか 10 河川でございます。これらの事業につきましては、第 4 回、第 5 回の審査委員会において審議をいただきまして、「事業の継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承する。」とのご答申をいただいております。

また、あわせて 13 番の志登茂川につきましては、想定氾濫シミュレーションを行う場合、マニュアルを踏まえ地域の特性、ならびに実情を考慮し、より精緻な検討を行われたい。

また、14 番の志原川につきましては、事業期間が長期に及ぶため、事業効果の早期発現を図り、周辺住民の安全・安心の確保につなげられたい。

また、16 番の堀切川につきましては、地域住民の意見を反映する仕組みを構築し、周辺環境に配慮した事業を推進されたいとのご意見をいただいております。

また、さらに総括意見といたしまして、

- 一、 内水排除に関連する事業や海岸事業など、他の主体による事業と連携を密にし、事業推進を図られたい。
- 一、 河川事業において、より一層周辺環境との調和に配慮した事業を推進されたい。
- 一、 河川事業において、事業効果の永続的な発現には、維持管理が重要と考える。従って維持管理の担い手となり得る住民の参画をより一層推進し、適切な維持管理に努められたい。
- 一、 河川事業において、一層のコスト縮減努力を期待するとともに、次回再評価においては、具体的な成果を示されたい。

とのご意見をいただいております。

再評価の対象になりました 11 の河川でございますが、これの対応方針といたしまして、

浸水被害の軽減を目指して事業を継続していくこととしております。

また、頂戴いたしました意見に対する課題といたしまして、13番目の志登茂川につきましては、想定氾濫シミュレーションにおいて、メッシュで代表される地盤高では低地に微妙な高さが正確に捉え切れないということがございまして、実際の浸水域と少し違ってるとんじじゃないかと、こういうことございまして。

また、志原川につきましても、大規模な構造物の改築が必要ということで、多大な事業費と長期に亘る事業期間を要するという結果になっております。

また、16番の堀切川につきましては、高潮対策事業として事業を進めるに当たって、沿川の住民への事業説明は行っているところでございますが、今後更なる住民意見の反映を図っていくということが必要かと考えております。

そのため、課題の解決方針でございますが、これらの課題解決方針といたしまして、志登茂川につきましては、次回、再評価審査の費用対効果算出時には、現地の地形状況に即した地盤高が反映できるメッシュが的確に採用できるよう、治水経済調査マニュアルを踏まえまして検討していきます。

また、14番の志原川につきましては、県全体の河川事業予算が非常に厳しい中ではありますが、整備の重点化を図る中で、志原川についても事業促進を図っていきたいと考えております。

また、万一の被害を最小限に抑えるソフト対策についても、関係市町村と連携を図り、周辺住民の安全・安心の確保に努めてまいります。

16番の堀切川につきましては、今後策定いたします予定であります堀切川河川整備計画の策定過程におきまして、流域懇談会を開催する等により、地域の住民の皆さんの意見を反映できるように努めてまいります。

また、総括意見内の内水排除事業と他事業との連携につきましては、特に内水対策が必要な箇所において、関係機関と連絡調整を密にいたしまして総合的な治水対策となるよう、更なる取り組みを進めてまいりたいと考えております。

さらに周辺環境との調和に配慮した事業推進につきましては、自然に配慮した川づくりの手引き等に基づきまして、自然環境との調和に取り組んでいるところですが、今後、河川整備計画の策定過程におきましても、流域委員会や流域懇談会との意見を通して、地域の周辺環境に、より一層配慮した事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

また、維持管理の担い手となり得る住民参画の推進につきましては、地域住民のボランティア意識の高まりによりまして、草刈作業の自治会委託等の業務委託制度、更なる参加を呼びかけながら、今後も県のホームページや広報誌等への掲載を行う等、広く啓発活動を積極的に行いまして、住民参画をより一層推進し、適切な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

また、コスト縮減の推進につきましては、効率的、効果的な事業の実施に努めながら、事業の早期効果を発現するため、より一層のコスト縮減を図り、具体的な成果を示せるよ

うに努力いたしてまいりたいと考えております。以上を踏まえまして平成 18 年 12 月に策定いたしました中長期計画であります三重県河川整備戦略に基づき、ソフト、ハードにわたり効率的、効果的に河川事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、24 ページ、海岸の事業でございます。9 月に開催されました第 2 回の委員会におきまして、御浜地区海岸、井田地区海岸、この 2 つの海岸の審査をいただいたわけですが、「防災上必要な事業であり、事業の継続の妥当性が認められたことから、事業継続を承認する。」とのご答申をいただいております。また、あわせまして「七里御浜における土砂動態解析モデルと、熊野川から供給される土砂量の増加手法の構築、及び熊野川流砂系に関わる関係機関との調整を引き続き行うこと。また、当委員会に対して報告された事業方針については、速やかに実施すること。さらに今後、事業説明においては、総合行政の観点から津波に対する防災対策を含めて行うとともに、海岸の費用対効果においては、浸水防止などの便益の内訳についても説明及び資料の提出を求める。」とのご意見をいただきました。

事業の対応方針でございますが、防災上必要な事業でありますことから、今後も事業を継続して実施してまいりたいと考えております。いただいた意見の対応でございますが、熊野川流域の土地利用の変化、上流の部分によります土砂流出の変化等によりまして、河川への土砂供給の量が減少していることから、七里御浜海岸の浸食対策につきましては、熊野川流域全体で取り組む必要があると考えております。国などの関係機関と連携を図りながら、サンドバイパスやサンドリサイクルなどを実施していますが、さらに総合的な土砂管理について関係機関に働きかけていきます。また、事業評価を行う際には、高潮対策事業としての効果だけでなく、津波に対する防護効果を含めて、今後、ご説明を行うとともに、費用対効果につきましても便益の内訳について資料を提出していきたいと考えております。

次に 26 ページの港湾の事業でございます。11 月第 6 回の委員会におきまして、鳥羽港の評価をいただきました。その結果、「他の公共事業と連携し、計画的に事業を進めるべきであったが、来年度完成予定であることから、事業継続を了承する。」とのご答申をいただきました。また、あわせまして

- 一、 幅広い県民の利用を想定する公共施設であるため、特に高齢者などの要援護者に対する施設の利便性向上となるよう、一層の効果発現に努めるよう求める。
- 一、 港湾事業の計画策定に当たっては、過大な投資とならないよう海岸事業などの他事業や事業主体と連携し、整合を図るよう求める。
- 一、 既存の施設を再利用する場合には、ライフサイクルコストの低減の観点から、維持管理計画の策定などストックマネジメントを構築するよう求める。

とのご意見をいただいております。

事業の対応方針でございますが、平成 20 年度の進捗状況でございますが、現在、90%程度進んでおりまして、このため、事業を継続いたしまして早期完成を目指してまいりたい

と思います。

次に、いただきました意見の対応でございますが、本事業につきましては、これまでも三重県ユニバーサルデザイン町づくり推進条例等に基づきまして、利用者の皆様に使いやすい港湾施設を目指して整備を進めてきたところでございますが、ご意見をいただきました施設の利便性向上、他事業との連携の観点から、今後とも引き続き鳥羽市と連携しまして、鳥羽駅から港までの連続感のある施設整備を行い、快適で使いやすい港となるよう一層の努力をいたしてまいります。

港湾事業の計画を策定する際には、これまでも他事業との調整を図り事業を進めてきましたが、今後も他事業との連携を更に進めてまいりたいと考えております。また、既存の施設につきましては老朽化が進んでいますが、早期に港湾施設の維持管理計画を策定いたしまして、既存施設を有効的に活用していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

(住まいまちづくり分野総括室長)

住まいまちづくり分野の長谷川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私どもの分野から2事業の説明をご説明させていただきます。28ページでございますが、27番の秋葉山高向線外1線の街路事業でございます。第7回の評価審査委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承する。」とのご答申をいただきました。また、あわせて「事業効果の早期発現のため、関連する事業との連携を密に事業推進に努められたい。」とのご意見をいただきました。

29ページの解決方針でございますが、関連する道路事業と連携を図り、平成25年の御遷宮までに伊勢南北幹線道路の全区間を供用することを目指しまして、事業の推進を図ってまいります。

続きまして、30ページの28番、北勢中央公園の都市公園事業でございます。第3回評価審査委員会における審査の結果、「事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承する。」とのご答申をいただきました。また、あわせて「市町別利用者数の的確な調査と継続的な周辺の環境調査に基づき、適切な事業を推進されたい。」とのご意見をいただきました。

31ページの解決方針でございますが、市町別利用者数の実態調査につきましては、指定管理者の協力のもと公園利用者にアンケート調査を行い、より正確な実態を把握してまいります。また、周辺の環境調査につきましては、今後、年4回、公園内のため池2箇所での水質調査を実施し、事業を適切に推進してまいりたいと思っております。

以上でございます。

(公共事業運営室長)

それでは、資料のほう、もう2枚めくっていただきまして、企業庁のほうに入らせてい

たきます。それでは企業庁、よろしく申し上げます。

(水道事業室長)

企業庁の赤木でございます。どうぞよろしく願いいたします。

資料 34 ページでございます。私ども企業庁では、市町に水道用水を供給をさせていただきます水道用水供給事業というのを実施しております。今回、ご審査いただきましたのは、北中勢水道用水供給事業という事業でございます。昨年 9 月 8 日の審査委員会におきまして、事業継続を了承するというご答申をいただきまして、その際、「経済的な効果を発現するよう、今後の事業推進に努められたい。」というご意見を頂戴いたしました。

私ども水道用水供給事業の背景といたしましては、下から 3 行でございますが、計画区域における水事業、これは今後大幅な増加というのは見込められない。ただ、市町の独自の水源、これの能力の低下、あるいは施設の老朽化から、私ども県営の水道用水供給事業への依存率、これは高まっていくことが予想されます。そのために、今後の対応といたしましては、合理的な水の利用と効率的な施設の運用を図るために、受水市町と連携しまして施設整備を継続していきたいというふうに考えております。なお、この事業につきましては、既に平成 10 年あるいは 13 年度から一部給水を開始しているという実態がございます。

事業の対応方針といたしましては、私ども公営企業ということで益々厳しい経営状況が考えられるということですが、水というのはライフラインということで、安全で安心な水を安定して供給するということが使命でございます。このためには経営改善を抜本的に進めていきまして、より効率的な事業運営に努め、職員が一生懸命やっていくということが課題であると考えております。

そのための方針といたしましては、まず、目標年度の給水に向けて設備を進めていくと。それから、当然のことながらコスト縮減、これを意識した取り組みをやっていく。それから、受水市町に対しまして積極的に経営情報を提供するというので、理解と協力を得ていきたいというふうに考えております。

それから、あと営業部門といいますか、民間活力の導入ということで、具体的には例えば浄水場の維持管理等につきまして、民間に委託していくというふうなことで、そのコスト縮減、あるいはその効率的な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(公共事業運営室長)

再評価事業の対応方針につきましては以上でございます。

ここまでのところで何か質問等ございませんでしょうか。委員長、よろしく願いいたします。

(委員長)

委員の皆さん、今度は県土整備部と、それから企業庁の対応のところでは何かご質問ございませんでしょうか。何か前の話しで思い出したことがおありの場合は、環境森林部、それから農水商工部のことで質問していただいても結構ですけども。

委員、お願いします。

(委員)

ちょっと念を入れるような、質問というわけじゃないんですけども、今回、お話し色々聞かせていただきながら、ちょっと手探りのように思い出しているんですけども。

まず、県土整備部のほうで、19 ページですね、道路の役割や交通特性などを踏まえて決定していきますというような、課題の道路規格のことについてお話がありましたけれども、これは本当に大変勿論のことなんですけど、念頭に置いて計画をしていただきたいと思うのは、最近本当に常々思いますけれども、住民がよく利用する道と、あと特性という中では、私、南勢地区、伊勢志摩地区に住んでおりますのでつくづく思うんですけども、観光客が利用する道というのは、本当に住民の人たちが分かればいいやという道では全くだめだということを最近常々思っております。とにかく伊勢志摩で道に迷っている車を多々見かけます。大変道が分かりにくいんだなということを思うんですね。で、教えてあげたくても、住民の人も説明しにくい道であったりとかします。それが大変どのように説明したら案内できるかなということ、いつも思いながら道を考えていたりするので、迷わない道というのは大変難しいことだとは思うんですけども、これから車で観光される方も大変多い時期になるのかな。例の高速道路 1,000 円ということになると、また車が溢れかえる観光地になるのかなと思うと、本当に分かりやすい道を造っていただいて、それは道だけじゃなくて、おそらく看板とかそういったものでフォローもできるのかもしれませんけれども、道に迷うイコール事故が多発するということにもつながってくると思いますので、その辺りをすごくちょっと考えていただいて、本当にこのとおりに役割ですね、交通特性を考えていただいて造っていただきたいなと思います。

また、観光のこともそうなんですけれども、伊勢志摩地区なんかで私が通っている道なんかでもよくあるんですけども、カーブで上り坂で中央分離帯が切れているとかっていう、大変交通事故につながりそうな、こんなところ、どうして中央分離帯が切れているのかなと思いきや、そこはちょっと大企業に入るようなところであったりとか、そういうような部分を多々見かけたりとかするので、そういうところこそ私たち住民は気をつけて走りますけれども、観光客はそんなところが中央分離帯区切れているということ、全く知らないで、「おっと」って思うところがよくあります。そういうようなあえて危険な道は造らないでいただきたいなということはずごく思いました。県土整備部の部分はその辺りを思い出しながら考えました。

それから、もう1つ。河川の 21 ページのほうで維持管理の担い手となり得る住民の参画、

このとき私も思い出しましたが、草刈とかNPOができているということをお話があったのを覚えておりますけれども。住民の担い手、これは本当に参加させるためには、まずは計画の段階から、いきなり出来上がってから住民の方、参加してくださいね、草刈をお願いしますというのでは、多分きっとみんなが中々参加しにくいというか、しに来ないような気がしますので、こういう公共事業の計画の段階から住民を巻き込んでいって、責任を住民に持たせていくという形にしないと、そういう草刈とかそういう維持管理の部分というのは、住民は見向きもしてくれなくなると思います。住民の意見からしますと。

その中で、わたしもNPOの活動をしているので、すごくこれは私たちの中でも課題なんですけれども、住民にいかに興味を持っていただくかというところが重要なのかなと思います。発信したから、伝えたから、説明会を開いたからそれでオッケーではなくって、その中で興味を持たせる、参加しようと思わせる気持ちを持たせる工夫をやっぱりしていただきたいなと思います。私達がNPOの活動なんかしていても感心を持ってくれる人と持ってくれない人がいて、持ってくれない人にはもうそれでいいやじゃなくて、持ってくれない人たちをより一層持ってもらうための工夫をより一層凝らしていくということを考えていますので、そういった点でも住民の人たちが、この公共事業に対して、自分の住んでいる地域が変わっていくことに対して、どんだけか興味を持ってもらえるという工夫ですね、その中では例えば住民の中で一人キーマンをつくって、その人がより参加者を増やすとか、なぜ興味を持っていただけないのかということ、まず裏を返して工夫をしてもらうものがあって、どんどん参加をしてもらおうということ、発信するだけとか、説明会開いたから終わりというだけじゃなくて、興味を持ってくれないから仕方が無いんじゃないかと、興味を持ってもらう工夫をぜひ考えていっていただきたいな。難しいことだとは思いますが、ぜひそういった取り組みをしていただきたいな。これは河川に限らず、他の公共事業に関してもそうだと思うんですけれども、そういう住民参画は全ての部署に関わってくるのだと思いますので、ぜひそういったところを考えていただきたいなと思いました。

以上です。

(委員長)

まず、道路分野のほうお願いいたします。

(道路政策分野総括室長)

道路の関係につきまして、非常に貴重なご指摘ありがとうございます。道路そのものは正に利用者に使っていただいて、安全・安心に、且つ快適に使っていただいて、初めて効用を発揮するというものでございまして、我々としてもこの18ページ、19ページの資料の中では、どちらかというところと規格の設定という意味では、構造面のお答えを書かせていただいておりますという形になりますが、今、ご指摘の中では、やはり案内という部分も非常に大

事な部分、構造だけでは対処しきれなくて、案内の部分にも十分配慮していかないといけないというのは、我々も今後の中で十分認識をしながら進めてまいりたいと思います。

正直少し具体例としましては、先月の2月7日に紀勢道が約10kmほど、紀勢大内山インターまで開通しましたが、下りたときに、その後が非常に分かりづらいという指摘が議会等でもいただいております。そういうこともやはり使う人によっては、知ってる人は分かるんだけど、遠くから来た人は分かりづらいという部分、多方面からご指摘もいただいております。本来であれば、目的別に別の道路があれば、一番案内というの的確にできるんだと思うんですけども、如何にせん、量の充足が十分じゃない中で、生活道路でもあり観光道路でもあり、正に幹線道路でもありみたいな道路が三重県内にもたくさんございまして、そういう中で個々の利用者がどういうふうに使っていただいている、どういう案内をどこで出せばいいのかというのは、かなり難しい命題ではあるんですが、我々も県の道路部隊だけではなくて、やはり警察、あるいは市町村からの意見だとか、そういうのも配慮しながら、我々もいただいたご意見を踏まえながら、十分配慮して今後の道路事業、道路整備、あるいは道路管理に活かしていきたいと思っております。

ありがとうございました。

(流域整備分野総括室長)

河川の維持管理等に対する住民の参画ということでご意見いただきまして、私どもも非常に今、委員さんおっしゃられたことは気にいたしております。計画の段階から参加をしていただくということで、平成9年に河川法が改正されまして、河川の計画を作るときには住民の意見を取り入れると、これは法の中へ謳われておりまして、委員会等を通じましてできるだけ地域の皆さん方の声を聞くようにしています。

また、工事中につきましても説明会をさせていただくとともに、事業の説明も踏まえましてご意見も聞かせていただくと。それから、非常に草刈なんかで参加しようという意欲といいますか、そういうのがやっぱり大切やということ、ご指摘のとおりでございます。私、ここへ座らせていただく前に伊賀の所長をさせていただいてまして、伊賀では草刈の住民の地区とか、小場とかいうふうな単位で参加していただくのが100組から超しているぐらいありまして、そこで私、当時言わせていただいたのは、ちょっと言葉は失礼になりますんですけども、伊賀の川溢れてて、津の人、何とも思わんよと。伊賀の川、草ボウボウになって、津の人何とも思わんよと。道路は違うわね、たまに行かんんで。しかし、地域の川は地域で守らんことには、中々できませんよというようなことも、工事の説明に行ったり、あるいは会わせていただくときに、そういうことを言わせていただいて、地域でやっぱりやっていかないかなんていうことをやっていただいたお陰で、伊賀でも先ほど申しました100近い団体が草刈に今は参加をしていただいて、積極的にやっていただいていると。これからはいろんな工夫しながら、また皆さん方にご意見聞きながら、より一層住民の皆さんがそういうことの参加をしていただけるような仕組み作りを考えてい

きたいと思いますので、これからもまたお気づきの点あったら、ご指導のほう、よろしく
お願いいたします。

(委員長)

ありがとうございます。

他に、委員。

(委員)

道路についてなんですけども、先ほど、総括室長のほうからも出た意見と重複するところはあるんですけども、やはりどうしても都市部の主幹線道路から離れてくると、特に県道とか、信号の少ない一般的に田舎道に関して、非常にやっぱりソフト整備というか、そういった信号の少ないところにおける安全対策というものをかなり急務に進めていかないと、この紀勢道ができてくると、やっぱり非常に他府県の車が非常に流入してきて、これは三重県にとって観光事業としては非常にいいことで、これは道路だけをそれじゃ厳しい意見を言うというわけにいかなくなって、これ非常にバランスが難しいとこなんですけども。特に安全の部分ではやっぱりちょっともう少し目配り、気配りしていただけるようなことをやっていていただいたほうが、どうしても田舎へ行くほど、高齢者の方が多くなってきます。ドライバーもそうですね。歩行者の方も高齢者の方がどうしても多くなってくるんで、やっぱり運転している自分たちの世代ですら、やっぱりお爺ちゃんがあのかーブ曲がったところにポーっと歩いてるんじゃないかとか、あのかーブ曲がったところで高齢者のドライバーの方がゆっくりと走ってるんじゃないかと、事故を誘発してしまうようなケースも出てくると思うんで、そういう方も含めても交通弱者で、その田舎へ行くと、特に子どもたちのそういう交通安全の教育的な部分もやっぱりある意味、完全にできていないところもあったりして、そこら辺を関係機関と連携しながら、勿論都市部でも同じことなんですけども、どうしても田舎の道というのは高速走行をしやすい。そういう逆に言えば、ドライバーにとっては非常に走りやすい道でもあるんで、そういう安全対策の部分をもう少し広角的に検討していただければ、三重県の道は非常に安全で、いろんな21世紀の科学的な技術も使いながら、信号の少ないところでも、こういう交通安全対策ができてよみたいな、そういうソフト的なものも付け加えてやっていただければなど、そのように最近、田舎の道を走る機会が多いので、特に。そういうふうなところを常日頃考えること、ちょっと述べさせていただきました。

(道路政策分野総括室長)

今、いただいたご指摘につきましても、この資料の中でも交通弱者に配慮した整備を進められたいというご意見をいただいておりますと関連したご意見で、正に安全・安心、交通安全に関わる部分につきましては、非常に優先順位で片付けられない命に関わる非常

に由々しき問題を抱えていると思います。

やはり先ほどのご指摘に対する質問でもお答えさせていただきましたとおり、本来であれば通過交通、早く走る交通は分離できればいいんですけど、中々それが進んでいない。そのためには歩道を設置するとか、歩行者が歩く部分と車道を少しガードレール等で分離するだとか、そういうことが十分にできれば一番いいんですけども、今の委員のご指摘のとおり、おそらくハード対策も中々費用の面で限界があって厳しいというのをご理解いただいて、ソフトという言葉を使っていると思います。我々も中々歩道を全部に設置するだとか、全部にガードレールで歩行者の部分と分離するというのは中々、部分的には必要性の高いところから進めてはおるんですけども、如何にせん、県全体の道路の延長を考えると、目に見えて全部にというのは手が届いていない。

そういう中で、我々もできるだけ安心路肩という形で、完全な歩道じゃなくても、少し余裕のある空間を使って歩道の効果を得るような事業を少し工夫してやってみたり、あとは、やはりこれも関係機関という意味では警察、あるいは、やはり教育という意味では、お子さんということでは教育の部分で交通安全の教育だとか、それに相応したまた案内だとか、少し道路に色を付けたりだとか、そういう部分で配慮をしないといけない部分というのは、色々苦しい中でみんなの意見を、知恵を結集しながらというか、日々、今も実はこの道路整備戦略の見直しという中で、やっぱり安全・安心ということは非常に大事だという認識に日々議論をしておるところでございます。他地域と言いますか、国全体の動きの中で他地域の先進事例なんかも十分取り入れながら、委員のご指摘、言われましたとおりハード、ソフト、できることをできる限りがんばっていきたいということでございまして、今後も何か、もしまた個別の事例で何かお気づきの点、あるいはご意見等があれば、引き続きご意見いただければと思います。よろしく願いいたします。

(委員長)

委員、お願いします。

(委員)

16番の堀切川のことなんですけど、もう出来てしまったものは、どんなに流域住民と話し合いをしても、もう崩せないんでしょうか。

ていうのは、私ども、よくこんな話をしますと、言葉が適切でなかったらご免なさい。河川と道路の人は仲悪いんですよ。道路をちゃんとしようと思うと、河川の人、絶対反対してうまいこといかなのが、ここの場の象徴やろって、みんなうちの住民は言うてます。っというぐらい、あの堀切川のあの高潮対策のあの建物の横の道路をいっぺん見に来てください。それを前のときも私、とくとお願いしたんですが、これ新学期始まると、中学生は向こうの南のほうから自転車に乗ってくる。で、北のほうから車が行く。絶対に交差することはできないような状態にしてしまった、あの高潮対策の堤防の高さ、それを一生懸命

お願いしたんですが、あれはもうどうにもならないものなんですか。話し合いをすれば、流域住民があそこを何とかと言えば直るものなんですか。この話を見ると、流域住民と話し合いをしてと言う。片方では安心・安全のための道路造りをどうのて言われる。両方がうまくいくために、流域住民はどう考えたらいいのかを教えてください。

(流域整備分野総括室長)

堀切川の高潮対策と道路の関係ということでございますけども、両方やっぴり大事なことやと思うんですね。高潮対策というのは、低気圧が近づいて波が高くなって、海の水位がどんどん上がってくる。堤防が無いと、そのまま家屋にまで浸水被害が出るというふうな格好を防止するために、高潮対策事業としては堤防の高さというの、これはその事業から見たときの命なんですよ。だから、その高さを守りながら、なおかつその地域として今、ご不便おかけしているということであれば、じゃ、そこをどうしていくんかと。道路も同じようにかさ上げできないんかとか、あるいは当然用地買収等も必要になってくると思うんですね。そうなってくると、市の関係の市道の関係とか、あるいは自治会長さんと色々話しながら、じゃ、皆さんの意見を吸い上げるような形の中で、どうやってやっていくのが方法論としていいんかというのを、しっかり議論をさせていただく中で、できる方法と、言うてても中々できやんものもありますんでね、物理的にできやん部分もございますんで、できる方法を探るというふうな格好で意見も聞きながら、どうご要望にお答えするについては、どうしていったらいいんかなということ探っていく。これが最初の出発点かなと。今、たちまち堀切川にこの場でどうします、こうしますということは言えませんが、そういう意見を聞きながら、市のほうとも色々話し合いしながらやっていきたいな、こういうふうには思ってます。

(委員)

ということは、話し合いの中で、そういう話を県のほうにしなかった私たちがいけなかったということですか。そうではなくて、もう出来てますやん。で、高潮っていっぺんもあれ出来てから 1 回も使われたことない建物ですよ。堀切川のあの高潮対策事業の建物自体は、こっちの堤防のとこね、見てもらったら分かるんですが、そこまで高潮の波は来ない場所ですよ。海岸からずうーっと川を隔ててこっちへ来てですし、それでなお且つ毎日使う道路がとっても不便になっているということ、ぜひぜひ聞いていただきたいと思ったので聞いてみたんです。

(流域整備分野総括室長)

堀切川もその高潮対策、ポンプ場造っておりますけどもね、それが毎年、その高潮被害に遭うんか、そうではないもんで、そりゃ確率から言うたら 20 年に 1 回、あるいは 30 年に 1 回というふうな確率になるか分かりませんが、そこはそこでやっぱり高潮対策と

して、堤防もきっちりしとかないかん。

それと毎日生活されるそういう道路等につきましても、じゃ、どうしていったらいいんだと。じゃ、今のあるやつを、せっかく造ったやつを壊してしもて元へ戻してしまうんかと。そういう議論では中々ないと思いますんでですね、じゃ、今の形の中で今後、どうやってもう少し整備を進めていくのがいいんか。それについては市道の管理者であり、そういうところとも関係する団体もありますんで、そこと一緒になりながら、地域の皆さんがどういう思いでおられるんかということも、自治会長さん通じるなり、そういうところから聞きながら、何かできることがないかということで模索せざるを得んというふうなことで申し上げたつもりでございます。

(委員長)

私の方から委員に質問ですけど、それは私も現場知らないからあれなんだけど。そういう高潮対策の施設があることによって危ないんですか、やっぱり。交通を使う人にとってかなり危ないようなふうになっているんですか。

(委員)

めっちゃ危ない。毎日冷や冷や。あんなもん、あそこは事故が起きると直るんかなと思うぐらい危ない。

で、堤防、高潮、上げましたやろ、かさ上げ。まあ見に来てください。下のもとのところのガサガサに穴空いてる上に新しいコンクリートをキュって上へくっつけただけという感じになってますよね。で、うちみんな、何でこの下のガサガサになっとるところをまず直して、上に積まなんだんやろっていうような感じがしますわ。そんな感じ。こっちから行く道は、坂をずうっと上がっていかなあかん。もう行き道が突き当たりになってるっていうような感じ。めっちゃめっちゃ危ない。

(委員長)

まず、委員がおっしゃってるところの状況とか、県のほうで今どこをおっしゃってるかということが分かってらっしゃるかという問題が一番問題なんだけれども。もう架空の話が進んでると、それは非常にそれぞれの住民の方は自分の傍はよくご存知でも、県の方が全部知ってるとは限らないんで。まず、そのことをご存知で、それに対するコメントをこの場で言える方がここにいらっしゃるかどうかということ、まずお聞きしたいんですけれども。

(河川・砂防室長)

河川・砂防室長の久世でございます。

まず、委員がおっしゃってみえる状況のところだけ、まずご説明をさせていただきたい

んですけども。いわゆる堀切川の高潮対策ということで、堀切川は一番河口部が白子の港湾及び漁港ということで、堀切のポンプ場があるところから数百mぐらい下流のところが河口でございます。そこからずっと遡るポンプ場のところまで、いわゆる伊勢湾台風級の高潮が発生したときの高潮を止めるということで、一定の高さの計画の下に、堤防なりパラペットを築造してきておるところなんですけれども、ご指摘のところの部分だけ、一部鈴鹿の市道の道路の部分に、路側になるわけなんですけれども、ちょっとどういった加減か分かりませんが、そういうパラペットの部分が欠落しておるところがございましたので、それを所定の高さに積ませていただいたと、築造させていただいたという工事のことでございます。

それに当たりましては、従前、ガードレールだけございましたので、道幅を狭めることなく、少し前出しをするような形でコンクリートの壁を作らせていただいておりますんですけども、如何にせん、ガードレールですと、その隙間から、ちょうど南から北に向かって右カーブになっておるんですけども、そこが見通しがそういうコンクリートの壁になってしまったものですから、視距が悪くなったというご指摘で、安全上、課題であるというふうにご指摘をいただいております。その点につきましては、若干調整不足のところもございましたので、市道管理者の市役所と相談をさせていただきまして、カーブミラー等の設置はさせていただいたんですけども、確かに従前と比べますと、視距としては直接見るものとカーブミラーということでは、高潮対策上は進んだものと考えておりますけれども、道路の安全という意味では少しレベルを下げたしまったと、そういう状況でございます。

(委員長)

この話に対して、ここをこうしてくださいというような答申をし、お答えをする委員会ではございません。また、先ほどの道路の話でも、私どっかで言ったことあるかもしれませんが、例えば委員おっしゃったように、何か道路を造ったり、施設をちょっとお金かけて良うしたら、交通事故が減るということが確実というか予想される場合、いわゆるB/CのBを出したときに、一人交通事故減ったら、じゃ、どれだけのお金になんのかというのは、マニュアルを見たら何か書いてあるのかどうか、何か書いてあったような気もしますけれども。それは昔、福田総理が言われたみたいに、人の命は地球って言うてると、そういう計算をすると1%の事故でも期待値は無敵大になります。ところが、保険会社がやるみたいに1億円でやると、1%の事故やったらすごい安くなります。というように要するに質問のルールが変わると、算定が変わるんで、要はこの場合は決まったルールで、じゃ、Bはなんぼ、Cはなんぼというようなのを合理的に出して、それでBが多いか、Cが多いかというのを決めた土俵の中で比べるという会だと思っております。その比べるルールが正しいかどうかということにも言及はしますけれども、少なくともBがCを上回っているというようなことを確認するのが評価委員会だと思っております。

その話は原則なんですけれども、確かに、そこは危ないとおっしゃってるということは、ある程度のお金をかけて、そのベネフィットとして考えれば、それによって非常に、委員は厳しい言葉で言われましたけれども、おっしゃることは、事故が起きないと気が付かないのかということだと思いますけれども、ある程度お金をかけて、それによって予想される事故が減るのであれば、そういう対策もできるだけしていただきたいというふうに委員長としては思います。ただ、それはここの委員会の所掌業務でもございませんので、ここでどうのこうのっていう話ではありませんけれども、全体的にそういう思想で公共事業というものはやっていただきたいというふうなことと、ここの事例について言えば、今のことにしましては、何とかならんもんかなというようなことを、簡単に言うと、住民の方とまた何らかの話し合いをするなり、何か対策をしていただきたいなというふうなことを述べるに止めさせていただきたく思います。

他に何かございませんでしょうか。今の関わりでもいいです。違って結構です。

(委員)

今、コスト縮減という話が出てくるんですが、CO₂の削減という視点、そういうようなところで、例えばこの事業をやりまして、どのぐらいCO₂が何トン削減できましたと、そういうふうな視点でご説明をしていただくと、ある面、ありがたい面があるわけなんです。

省エネ法が改正されまして、たとえばコンビニエンスストアとか、そういうようなところが30軒ぐらいあれば、年間原油換算で1,500k lぐらい対象になりまして、CO₂削減の努力目標というのがかなりやらなあかんわけですね。東京都なんかはもう強制的に、条例が変わりまして、大きな企業に対しては削減計画を出せというようなことは言われるんですが、この土木建設業におきまして、結構ISOの14001とか、M-EMSとかそんな取り組まれて、そういう工事に対して削減やられとるところあるわけなんです。そうすると、できましたらコスト縮減の中で、この工事に対してはどれぐらいCO₂が削減できたというような、そういうふうなものでも見せていただくと、この建設事業もCO₂削減に取り組んできるといふような“見える化”ができると思いますので、ぜひそれをお願いしたいと思います。

それから、もう1点は去年の対象事業の中では自転車道というのは全然無かったわけなんですけど、交通規制変わって歩道はかなり今は自転車道として使ってますね。そうすると、自転車専用道路が、こないだも名古屋のほうへ行きましたら、新しく車道のほうに出て造っておるわけなんです。三重県のほうはあんまりそんなは見当たりませんね。今後、自転車道路はどういう計画で作られるのかということをお聞きしたいのと、それからもう1点は、河川の掘削土砂ですね。例えば坂内川なんか以前に災害がありまして、その災害の後できちっと河川ができたわけなんですけど、かなり今、土砂が堆積しとるわけなんです。そうすると、そういうやつを有料で売って、それを工事費に充当するというふ

うなことで、できましたら河川の土砂の有料というんですかね、そういうようなもので県自体も金儲けを考えていただきたいと思います。

以上でございます。

(委員長)

はい、道路分野からお願いいたします。

(公共事業総合政策分野総括室長)

今日のこの委員会の最終報告の中で、今回、私どもの対応方針に対して基本のご意見いただくということで、いろんなご意見いただくのは結構なんですが、ちょっと今回、この場で全てお答えするというのは、用意していない部分もありますので、そこら辺またご容赦願いたいなと思います。

以上でございます。

(道路政策分野総括室長)

お答できる範囲内ということになりますと思いますけども。道路で言えば、今、この再評価のときに環境に対する負荷の軽減という形で、例えば道路事業で言いますと、国で定められてるマニュアル等では、やはり道路整備によって交通が円滑化される。端的に言うと、今まで渋滞していたものが、バイパス道路ができることによって交通が円滑化になる。そうするとCO₂の排出量が減るということで、そういうのを計算上ということになりますけども、これだけの環境負荷が軽減できましたという手法はあるので、その辺は少し勉強をさせていただいて考えてみたいと思います。

自転車道については、例えばということでは、今、モデル的な取り組みではありますけども、この津駅から、駅で言うと反対側になりますけども、津駅の反対側から三重大学のほう、ずっと駅前から真っ直ぐ西口になりますね。西口から真っ直ぐ行くところで、1つ交差点を越えていただいた先が、少し自転専用という形で車道部にはみ出て色を塗り替える形でモデル的な実験をやっています。全国で確か50数地区モデル地区を設定して、そういう自転車環境の改善という形のモデル的な取り組みを、全国で自治体を中心に行われておるということでございまして、そういうことを積み重ねながら、自転車道を別に整備、先ほどの話に少し戻りますけども、そういう話ではなくて、少し自転車と歩行者、あるいは車道との共存・共栄というかたちをどういう工夫でやれるのかという取り組みは、一部県内でもありますし、全国的にも始まっているという状況にございます。

(流域整備分野総括室長)

最後の河川土砂掘削の有料での掘削ということですが、実はそもそも砂利の採取制度というのが河川にはございます。ただ、河川への悪影響もあるということで、ずっと規制、

殆どやってなかった、部分的にやってきただけですが。昨今、川の正規の断面以上にたくさん土砂が溜まってきているということで、昨年度から砂利採取制度を活用して、そういった堆積土砂を撤去すると。これは砂利の採取の業者さん等に採っていただくという制度も入れて、何ヶ所かスタートしているところでございます。

(委員長)

それでは、特にございませんか。

では、意見は出尽くしたようですので、事務局、次に進めていただけますか。

(公共事業運営室長)

ちょうど1時間半経ちまして、次、事後評価のほうへ入りますので、もしよろしければ、事後評価の事業方針の説明に入ります前に、10分ほど休憩を取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員のうなずき有り。)

それでは、10分後、14時35分から再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

(公共事業運営室長)

まず、事後評価対象事業の事業方針を事務局から報告させていただきます。

(事務局)

それでは資料4、「事業方針書」38ページから39ページをご覧ください。

本日、ご報告いたします「事業方針書」は、再評価対象事業と同様に委員会のご答申を最大限尊重させていただき、三重県公共事業総合推進本部員会議における協議を経て決定いたしました。それぞれの具体的な事業方針につきましては、各分野の総括室長からご報告させていただきますので、よろしく願いをいたします。なお、説明は事務局、農水商工部、県土整備部の順にさせていただきます。

以上です。

(公共事業運営室長)

それでは、まず事務局のほうから説明をお願いいたします。

(公共事業総合政策分野総括室長)

まず、各部共通事項につきまして42ページ、43ページをご覧ください。まず、経緯のほうですが、平成20年11月の第5回委員会におきまして、「事後評価を行うに当たっては肯定的な結果の追認にとどまらず、否定的な側面についての考察により課題点を洗い出し、

類似事業に反映できるようにされたい。」とのご意見をいただきました。

また、平成 21 年第 8 回の委員会において、「事後評価の算定についてはマニュアルに即した便益だけではなく、実態に即した便益の算定についての検討を求めるものである。」とのご意見も併せていただきました。それとともに、「今後、事業効果の把握を目的とするアンケート調査については、より客観的且つ的確な調査対象や調査項目を設定するように求めるものである。」こういったご意見をいただきました。これについてですが、2 - 2、下ですが、まずマニュアルによる算定と合わせて、県民の説明責任の観点から、より分かりやすく実態に即した便益算定の検討をまず進めたいと思っております。

次、43 ページ、アンケート調査の対応ですが、一番下に書かせてもらってますが、今後は事後評価の目的、特に類似事業への反映を念頭に置いたアンケート調査となるよう、より客観的且つ的確な調査対象や調査項目の設定に努めます。ということで、効果の部分だけのアンケートではなくて、今後、反省する面、そういった点についてのアンケートというんですか、今後に活かせるようなアンケートをしていきたいと思っております。

以上でございます。

(公共事業運営室長)

それでは、続きまして 46 ページからでございますが、農水商工部、説明をお願いいたします。

(担い手・基盤整備分野総括室長)

農水商工部からそれでは事後評価についてご報告をさせていただきます。46 ページのほうをお開きいただきたいと思います。防災ダム事業についてでございます。去る平成 21 年 1 月に開催されました第 8 回委員会における審査の結果、課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認めるとの答申をいただきました。また、そのとき併せまして、「今後は総合行政の観点から、同一流域内で行われる河川事業など、関連する他事業の進捗状況についても併せて説明を求めるものである。」とのご意見も頂戴いたしましたところでございます。

防災ダム事業の背景でございますが、よくご承知のとおりでございますが、農業用ため池の改修等を通じまして、洪水調節機能を付与し、主に農地、農業施設及び農作物等の農業関係被害を未然に防止することを目的として事業を実施しているものでございます。

事業への対応方針でございますが、特に 4 - 1 でございます。事業の課題といたしまして、同一流域内で実施されている他事業との関連、影響等について一部説明が不足しているという部分がありました。

また、本事業は地域防災という機能が高いため、地域住民の方々へのより一層の事業周知を図る必要があると、このように考えておるところでございます。

次の 47 ページをご覧くださいと思います。課題の解決方針でございますが、まず、今後は第 1 点といたしましては、関連性のある他事業につきましても、総合行政の視点を

有した説明を実施いたしてまいりたいと考えておるところでございます。続きまして、また、事業実施の際には地域住民の方々にも一層の周知を図りたいと、このように考えております。

また、農業用施設の維持管理につきましては、先ほども委員のほうからご意見を頂戴いたしましたところですが、私どもとしては例えば住民の方、自治体、子ども会等、多様な主体の参画を得まして、今、実施をさせていただいております。例えば農地・水・環境保全向上対策等を活用して、今後は地域、公共のため池等を公共の財産として、地域全体で守っていき、また、地域の皆様方に先ほどお話しいただきましたように、興味とか感心を持っていただけるように、今後は地域全体で図っていきたいと、このように考えておるところでございます。

続きまして48ページのほうをお開きいただきたいと思います。湛水防除事業でございます。委員会からは21年1月8日に第8回の委員会におきまして、「課題に対する対応方針を含めた事業評価の妥当性を認める。」との答申をいただいたところでございます。特にこの伊曾島北部地区につきましては、背景の3行目でございますが、海拔0m以下の輪中地帯であるため、普段から排水機を用いて排水を行っていますが、既設排水機の老朽化、また、地盤沈下の進行等により大雨のときの排水ができなくなっている。そういうことから本事業を実施したものでございます。

また、対応方針、課題といたしましては、特に近年、ご承知のとおりでございますが、ゲリラ的な集中豪雨が多くなると、こういう現状がございます。また、課題の解決方針といたしましては、こういうことを踏まえまして、短期間の集中豪雨等も十分勘案した事業計画を今後は策定していきたいと、このように考えております。また、特に周辺環境への影響ですね、こういうものを事前に想定し、可能な配慮を行ってまいりたい。

それから、先ほどもお話しいただきましたように、事業のできた後だけじゃなくて、事業計画時、また実施時から周辺の方へ説明とか意見交換をさせていただいて、事業の実施に先立ちまして、地域住民の皆様方の意見を事業のほうへ反映させていただきたいと、このように考えておるところでございます。

続きまして、50ページをお開きいただきたいと思います。ほ場整備事業でございます。これも先ほど同様、第8回委員会におきまして「課題に対する対応方針を含めた事業評価の妥当性を認める。」とのご答申をいただいたところです。また、あわせまして「波及的な事業効果の発現のため、基盤整備後の対応として新商品の開発や市場の開拓についても検討されたい。」との意見も頂戴いたしました。特にこの機殿地区につきましては、背景のところの4行目でございますが、農地の区画が狭小で不整形であり、また、農道の幅員が狭いと。それから、水路は用水路と排水路が兼用の土水路と、こういうようなことから、非常に効率の悪い農業をやっていました。今後は担い手への農地の利用集積とか、営農の省力化を図ると、こういう観点からほ場整備を実施したところでございます。

実施するに当たりましては、事業の課題でございますが、特に環境面へ配慮した事業の

実施が求められていると。それから、現在、県でも進んでいるわけですが、特に農家の方の高齢化とか、後継者不足によります農業用施設の適正な維持管理が困難になっていると、こういうことが現状でございます。

それに対してまして、51 ページの解決方針でございますが、まず何よりも自然環境と調和した整備のあり方につきまして、特に地域の皆様方との合意形成に努めて、より一層環境や景観に配慮した事業の推進を図ります。また、今後、農村地域の過疎化とか高齢化が進むということが考えられますことから、今後は先ほど申しましたように、農地・水・環境保全向上対策等を含めました、非農家も含めた活動組織によりまして、特に農地とか農業用水の資源とか環境の保全の向上を図ってまいりたいと、このように考えております。具体的には「・」の下から2つ目でございますが、特に水資源の効率的な利用や、水管理の省力化につながるパイプライン化を、特にほ場整備においてはパイプライン化を中心に整備をしてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

続きまして、52 ページをお開きいただきたいと思えます。農道整備事業でございます。委員会からは平成 20 年 11 月に開催されました第 5 回委員会における審査の結果、「課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。」とのご答申をいただきました。また、あわせまして「農業農村整備事業においては、自然環境に配慮しつつ農業の持続的な維持発展につなげられたい。」との意見も頂戴したところでございます。

事業の課題といたしましては、特に 4 - 1 の 1 行目でございますが、特にこの地域はサイエンスシティの開発とか、当該農道と中勢バイパスが接続されたことによりまして、特に一般交通が劇的に増加をいたしておりまして、農業者交通への影響が生じている、こういう現実がございます。こういう中で、先ほど委員会から意見も頂戴したのを踏まえまして、課題の解決方針でございますが、特に一番最後から 2 行目でございます。自然環境に配慮しつつ、より効率的で効果的な事業計画を今後は農道においては進めてまいりたいと、このように考えております。

また、53 ページでございますが、営農面におきましては、特に農地を担い手への集積をするとか、維持管理につきましては農地・水・環境保全向上対策などを通じまして、地域全体で農地、農業施設、また農村の集落機能、こういうものも併せて維持に努めてまいりたいと、このように考えております。

続きまして、54 ページのほうをお開きいただきたいと思えます。中山間地域総合整備事業でございます。これは 11 月に開催されました第 5 回委員会におきまして、「課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。」との答申をいただいたところでございます。また、先ほどと同様でございますが、あわせまして「農業農村整備事業におきましては、自然環境に配慮しつつ、農業の持続的な維持発展につなげられたい。」との意見もあわせて頂戴いたしました。特にこの中山間地域総合整備事業につきましては、この背景の 1 項目でございますが、農業の生産条件が不利な地域の実情にあった整備手法によりまして、農業生産基盤を整備するとともに、農村生活環境等も併せて総合的に実施することにより

まして、農業、農村の活性化を図ることを目的としているものでございます。

事業への対応方針といたしましては、4 - 1の1行目でございます。過疎化や高齢化等によりまして、営農意欲の維持、農地・農業用施設の管理が困難になってきている現状があるわけですが、今後とも自然環境に配慮しつつ、農業の持続的な維持発展を進めていくことが必要である、このように考えているところでございます。

これに対しまして、55 ページでございます。課題の解決方針といたしましては、特に営農意欲を維持するために、県といたしましては集落営農を特に進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。また、農地・農業用施設につきましては、特に生態系等に配慮をいたしまして、例えば多自然型水路など自然環境に配慮した整備を進めたいと、このように考えております。

また、維持管理につきましては、先ほどと同様、非農家を含めた地域全体の財産として、この農地、水、また農村を適正に維持管理してまいりたいと、このように考えているところでございます。

それから、ご意見を頂戴いたしました、特に活性化施設の活況、農村の活性化等を図るためにも、今後は特に農業生産だけではなく、加工、流通、販売、また観光等の取り組みを密にいたしまして、農村、また農村地域の農業、農産の活性化を図ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

(公共事業運営室長)

ここまでで各部庁共通、それから農水商工部の説明が終わりました。

委員長、ここまでの説明で何かご質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

(委員長)

委員の皆さん、ただ今の説明で何か質問、ご意見等ございませんでしょうか。農水商工部さんの5件、これの事後評価に対するご質問でございます。

委員。

(委員)

今後のことについてちょっとお伺いしたいんですけども。今後は今の現状を見ても、国とか県の財政状況が今後まだまだ、もっともっと悪化してくんじゃないかなというふうに予想されますけども。昨日の朝日新聞の一面にも載ってましたように、こういった公共事業の部分においては、社会状況の変化に合った形で財政難とともに見直しとか、そういったものがどんどん進行していくんじゃないかというふうに予測されて、今ここで公共事業の評価委員会で中止、または見直しということが、財政状況に応じてこの議論以外の部分で、もうお金が無いからこの事業はできないというふうな形になる可能性が出てくると

思うんですけども。そういった特に農水関係、林業関係、とにかく今から重要とされる農の部分、食の部分とか、そういった事業環境というのが厳しくなると同時に、今後、予定されている計画、今進めている計画の見直しを余儀なくされるような財政環境に突入した場合、特に国からの助成制度とか、そういったものが無くなっていく。あと概ね2年で無くなるとかいうふうなことも予想されるわけなんですけども。そういったケースに対してどのような対応策を講じられるのかなということ、非常に難しい質問になっちゃうと思うんですけども、そういうことも否定できない状況になってきていると思うんですよ。これは道路事業にしても全ての事業において言えることなんですけども。そういった場合、タイムリーにその状況判断を予測して、じゃ、次どのようにこの事業を進めていくのかと。非常に抽象的な質問なんですけども。そうなるであろうという私ども素人目に見ても、もう分かってきているので。財政難から起こる公共事業の要するに鈍化という部分に関して、特に今、農業関係とか林業関係というのは助成制度を元に林道整備とか環境林の整備とか、農林水産業においては基盤整備とか農道整備とか、そういったことがまだたくさん計画に上がってくる中で、じゃ、どのように対応していくのかなということ、ちょっと私の最後の質問になるかも分かんないんですけども、ご質問させていただきたいなと思います。

(担い手・基盤整備分野総括室長)

今、委員おっしゃられましたように、まず農業用予算、特に公共事業関係の予算については、今後とも今の現状を見たときに、伸びていくというのは、非常にそういう見方はできないかなと。どうしても縮減していく方向にあるというのは否めないかなと、こういうふうにご考えておられます。

そういう中で、私どもとしては、特に今現在、先ほどから何度もお話ししていますように食の安全とか、それから農業、農村の高齢化、担い手後継者不足というのが非常に顕著に進んでおります。たとえば高齢化で言えば、もう65歳以上が半数以上というような状況になりつつあるわけでございます。

そういう中で、今後どういうふうに進めていくかというお話でございます。もうやり方としては1つしか無いと。選択と集中をどうしても進めざるを得ないというふうな思いでございます。その中で、どうしても私どもとして進める必要があるというのは、まず食の安全・安心、こういうものを今後とも消費者の方々に安心して食べていただけるような物を、持続的に生産できるベースを作っていくと。こういうのがまず私どもとしては最も大切ではないかと、このように考えております。

そのためには何が必要かと言え、一番簡単なのは先ほどから申し上げておりますように担い手ですね。担い手不足が顕著になると。どういうふうにして担い手をつくっていくかと。このためにいろんな施策を私どもとして打っていきたく。

もう1点は、このごろ限界集落というような言葉もお聞きになられることがあるかと思っております。超高齢化集落と、いろんな言い方はあるわけでございますが、特に農村の集落機

能等の低下が著しいということが三重県でも、これ全国的な傾向ではございますが、当然三重県も避けて通れないと。三重県も範疇の外ではないというふうに考えておきまして、当然集落機能の維持というものを今後進めていく。さらには、これは持続的な農業を進めていくという中で、やっぱり防災、そういうものについては、やっぱり今後とも担保していく必要があるのではないかと。個人では中々これはやっていくのが難しいということがございますので、先ほどから申し上げているように、そういう点につきまして、特に私どもとしては選択と集中を進めて、どうしても予算、また人為的な資源、そういうものについても縮小傾向にあることは否めないと思っておりますので、先ほど私ちょっと申し上げましたように、地域の皆様方の参画を得て、例えば一番分かりやすいのが、先ほどから何度も申し上げておりますが、農地・水・環境保全向上対策のように、もう行政だけで担うのではなく、それは農業も農村もそれから農地も、やっぱり地域の皆様方、それは農家の方だけじゃなくて、非農家の方も含めた地域全体でやっぱり農業、農地を農村を守ってくと、こういうような方向に私どもの施策を重点化するとともに、展開をしていきたいと。このように、ちょっと一般論になって申し訳ありませんが、ちょっと分かりにくいところあるかも分かりませんが、県といたしましては、そういうような方向で今後の農業施策を、特に公共事業につきましてもそういうような方向で進めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

(委員)

はい、ありがとうございました。

(委員長)

他の委員の方、何かございませんでしょうか。

では、事務局、次に進んでいただけますか。

(公共事業運営室長)

それでは、議事のほう進めます。

次は県土整備部でございます。説明よろしく申し上げます。

(道路政策分野総括室長)

それではお手元の資料 58 ページからでございます。道路事業についてご説明をさせていただきます。事後評価をいただきました事業につきましては、国道 260 号宿浦バイパスでございます。第 8 回委員会におきまして、「課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。」との答申をいただきました。また、あわせて「事業効果の早期発現及び緊急輸送道路ネットワークの早期形成のため、未整備区間の早急な整備を進められたい。」との

ご意見をいただきました。

事業の課題といたしまして、平成 15 年に開通しましたこの宿浦バイパスと隣接する区間、志摩市南張から南伊勢町木谷間が未整備となっております。宿浦バイパスの事業効果の早期発現及び緊急輸送道路ネットワークが十分形成されていないという状況でございます。この課題を解決するために、この隣接する未整備区間につきまして、平成 16 年度に着手しております。早期の全線供用に向け事業推進に努めてまいります。道路についての説明は以上でございます。

（流域整備分野総括室長）

それでは 60 ページでございます。海岸の事業でございます。11 月に開催されました第 6 回の委員会におきまして、片田地区海岸、海野地区海岸、2 つの海岸について事後評価をしていただきました。その結果、「事業の効果、今後の課題については事後評価の妥当性を認める。」とのご答申をいただいたところでございます。また、あわせて「今後、事業計画の段階から住民参加を進め、住民に対して事業内容などを十分に説明されたい。また今後は定量的な実績に基づく科学的な評価結果を示すよう求める。」とのご意見をいただいたところでございます。

課題への対応方針といたしまして、今後、新規事業に着手する際には、計画段階から住民の皆さんに対して事業についての十分な説明を行いながら、地元の意見を反映させた計画とするよう努めてまいりたいと考えております。また、既に事業実施中の事業につきましても、工事説明会かとか、あるいは事業説明会等を通じまして意見交換を行うなど、事業に対する理解、協力を得ながら進めてまいりたいと考えております。また、今後行う事後評価におきまして、近傍の高潮観測のデータ等を利用いたしまして、定量的な事業効果が検証できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に 62 ページでございます。港湾事業でございます。1 月 8 日に開催されました 8 回の委員会におきまして、的矢港の事後評価をいただきました。結果としまして、「課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。」とのご答申をいただいております。

課題の解決方針でございますが、これまでも人流を主体とする港の整備につきましては、県のユニバーサルデザインまちづくり推進条例に基づきまして、利用者の皆様方に使いやすい港湾施設を目指しまして整備を進めてきましたが、今後の港湾整備についても、さらに一層利用者のニーズや意見をこれまで以上に把握し、便利で使いやすい港の整備に努めてまいりたいと考えております。

次に 64 ページ、砂防事業でございますが、これも 1 月 8 日、第 8 回の委員会において、三峰川の砂防事業の事後評価をいただきました。これも同様に「課題に対する対応方針を含めた事後評価の妥当性を認める。」とのご答申をいただいております。

三重県には土砂災害の危険箇所というのは非常に多くございまして、全国で 10 番目ぐら

いに多いような県でございます。このために整備を進めておるところですが、保全率につきましては25%とまだまだ低いという状況でございます。

こういった中で課題の対応方針ということで、緊急性の高い箇所から順次整備に着手するなど、コストの縮減やなお一層効率的、効果的な整備となるよう努めてまいりたいと考えております。また、同時に被害を最小化するという減災という観点から、ソフト対策事業を進めることによりまして、総合的な土砂災害対策を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

(公共事業運営室長)

委員長、これで県土整備部のほうの対応方針の説明は終わりましたけれど、ここまででご質問等ございましたら、よろしく申し上げます。

(委員長)

委員の皆さん、ただ今の道路事業1箇所、それから流域整備関係3事業、合計4事業につきましてご説明いただいた内容に何かコメント、ご質問等ございませんでしょうか。

委員。

(委員)

またなぞるようなことなんですけれども、62ページの的矢湾の渡鹿野島のことなんですけれども、確かこの事後評価のときにもちらりとお話させていただいたと思うんですけど、それで、この更にバリアフリーに配慮したというの書いていただいたので、ちょっと安心、ほっとしたという感じなんですけれども、この前もそのときにお話したかもしれないんですけど、離島におけるバリアフリーというものは大変本当に急務というか、急いでしないと、今現在の人たちさえも大変不便をされていらっしゃると思います。勿論観光客だけじゃなくて、地元の住民にも関わる、そちらのほうがどちらかというと重きがあるかもしれないんですけれども。まず離島には病院というものが無いところが殆どなので、通院するときにも、あとまたはお年寄りの方のデイサービスなども、やはり離島に無い場合は本土のほうにデイサービス行かれる方もいらっしゃるって、鳥羽地区でもそういうふうな利用のされ方しているお年寄りの方が大変多いです。そのときにやはり重要なのが船に乗る、船の交通のほうのバリアフリーですね、棧橋から船に、船から棧橋にというようなところが一番危険なところでもあるので、そこをやはり公共事業というと、長期に亘る事業になる可能性がありますので、今からやっていかなければ、これから高齢化社会、もう始まっているというのには間に合わなくなってきますので、今回1つ事業が終わったということで、次、こういったバリアフリーについては、もうこれ離島に限らないことだと思うんですけども、やっぱりこれからのご時世のことを考えると、考えていただきたい面なので、ぜひ

ちょっと皆さんの頭の片隅にでも置いていただければなと思います。よろしく願います。

(流域整備分野総括室長)

離島で生活されておられる方というのは船が唯一の頼りになりますんで、当然船を運営されている市営定期船でありますとか、その中のバリアフリー的なものも大事やと思います。

それと、私どもが棧橋とかそこを県の管轄として整備をおるんですけども。そこも車椅子で通れるような幅を持たすとか、あるいは傾斜を滑らかにするとかいうことをやっています。ただ、一番問題になるのが、棧橋から船へ渡るときですね。どうしても船は棧橋へ横付けしてありますけど、若干隙間が空きますんで、やはりそうなったときに、今一番市の方々とも話ししておるんですけど、やっぱり船に乗り合わせた方々が介助するとか、ちょっと手を貸していただくとかで、そういうみんなですべてバリアフリーをより進行させていくという気運といいますか、そういうことを醸成していかんと、物理的なものには中々限界があるのかなということで、先般も鳥羽市なんかと話をさせていただいたときに意見交換をさせていただいて、そういう形の中で、住民の皆さん方、船と一緒に同乗される方々にもそういう手助けをしていただけるような方法を啓発していきたいなというふうな格好で意見交換をさせていただいたところでございます。

(委員)

ありがとうございます。やはり一番離島に住めなくなるという時代が来るのが大変怖いなと思っております。伊勢志摩の観光の名所でもあるんですけども、離島というのは。その離島に人が住んでいない、有人島じゃなくなってしまうというか、住めなくなってしまうというのが大変ちょっと寂しいなと思うし、今現在でもやはりそういった理由で人口流出というか、住めなくなってしまうと仕方なく本土のほうに住まわれるという方もいらっしゃるのを見受けられるので、そういったことの無いように、お年寄りになっても離島に住める、小さいお子さんからお年寄りまで住めますよというような形になればいいなと思ってますので、そういったことを考えた公共交通機関というか、そういったものがあるといいなと願っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(委員)

全体的なことではよろしいでしょうか。

B / Cですか、便益評価ということで、事業の採択、再評価、あるいは事後評価ということを行っているわけでありまして、元々はB / Cというのは政策を選択するための方法だったと思うんですね。説明力が高ければいいというような目的というのかな、そういう利用の仕方が多かったかと思います。経済というか、金額に全部置き換えて判断するわけ

であります。

今日、色々委員から意見が出されましたけど、要するに結局経済的な価値、金額に置き換えられない価値を如何に取り込んで評価するかということが必要なのではないかと思います。経済外的な価値といいますかね、そういうものを取り込むことが必要かと思えます。あるいは非効率なものをどう評価するかということも必要だと思えます。

で、副知事がおっしゃった「選択と集中」ということは、今後要請されるということでもありますけど、その選択に当たっては、単に経済的な価値だけではなくて、経済外的な価値も含んだものを入れて選択して欲しいなというのが希望です。

そういう観点から見ますと、この事後評価の課題の解決方針なんかを拝見させていただくと、非常によくまとまって書いていらっしゃるということで、そういう拝見いたしました。事業が終わっちゃうと、かなりフリーに色んなこと書けるのかなという、そういう感じがしておりますが。こういう観点なんですね。こういう観点で事業採択もしていただきたいなと思うわけでありますね。

もう少し細かく説明しますと、例えば砂防林の整備とか、保安林の整備ですか、そういうものはあまり経済的価値は入ってなかったかなという気がいたしておりますし、逆に森林整備の場合は、環境保全機能というのがあまり入ってなかったかなというような感じがしております。

それから、さっき河川整備のところでも指摘されましたけど、必要な堤防の高さは確保する、確保しなければならない。その反面、地域住民にとって非常に生活がしづらい堤防になっていたり、あるいは景観も非常に損なわれていった事態になってるという、その辺をどう総合的に評価するかというような課題ですね、そんなことが具体的には言えるかなと思います。大体そんな総合的に感じたことを述べました。

(委員長)

今のはコメントということでよろしいですね。それに対して何かもしもお有りでしたら。無ければ別に結構ですけれども。特にないようでしたら、他の方。

委員。

(委員)

アンケートのことにに関してなんですけれども。ちょっと戻ってしまうような形で申し訳ないんですけれども。事後評価のアンケートで、今後、類似事業への反映を念頭に置いたアンケート調査をいうことなんですけど、それでちょっと思い出したんですけれども、今までどちらかと言うと、アンケートの対象者を住民、前の何かの事業のときにもちょっと触れさせていただいたんですけれども。地元住民だけに対してのアンケートが大半だったと思うんですけれども。そこだけではなくて、その付近、事業をしているところの周辺に通勤の方であるとか、そういった方たちへのアンケート調査というのも、例えば道路を使わ

れている方というのは住民だけじゃないと思いますので、そういったところへのアンケート調査、アンケート項目が違って来るかもしれないですけど、それはそれもありだなと思っております。例えばまた、先ほど道路に関して、確かその役割に応じた道路の種類によって変えていくというようなことがあったように、観光地でのアンケート調査も、地元だけじゃなくって、例えば可能かどうか分からないですけども、例えば観光に来られている観光客に対してのアンケートというのもこれから必要になってくるんじゃないかなと思うので、その事業に見合った対象者というものを幅広くアンケート調査をしていただきたいなと思いましたので、そういうふうな事後評価をしていただければなと思いました。

(公共事業運営室長)

これは事務局のほうからお答えさせていただきます。

ご指摘のとおり、43 ページのほうにもそういう意味合いのことは書いたつもりではございますが、基本的にどちらかと言うと、事業をやったところの対象住民の方がやっぱり傾向として多くありましたので、今後、来年度に向けましてアンケートのほうも少し周辺の方の利用者の方やら、観光地であればお客さんにも取れるような形で、少し事務局としても各事業室のほうと調整しながら進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(委員長)

では、大体意見も出尽くしたようですので、事務局、次へ進めてください。

(4) 平成21年度公共事業再評価及び事後評価実施予定事業について

(公共事業運営室長)

それでは、議事次第第4の平成21年度公共事業再評価及び事後評価実施予定事業につきまして、事務局から来年度の諮問予定案件をご報告させていただきます。

(事務局)

それでは、資料5、最後のページから1枚戻っていただいたページでございます。「平成21年度三重県公共事業再評価対象事業一覧表(予定)」をご覧ください。再評価対象事業の県事業につきまして、再評価理由の事業採択後、一定期間を経過し継続中の事業につきましては、2件。再評価理由の再評価実施後、一定期間が経過している事業につきましては、3件。再評価理由の社会経済情勢の急激な変化等により再評価を実施する必要が生じた事業につきましては、5件。合計10件を予定しております。

なお、市町等事業については、当委員会でのご審議を予定している案件はございません。

次に、一番最後のページ、資料6でございます。「平成21年度三重県公共事業事後評価

対象事業（予定）」をご覧ください。

こちらにございますように、501番から503番までの農水商工部関連の事業が3件と、504番から508番までの県土整備部関連の事業が5件で、合計8件の事後評価を予定しております。

来年度の諮問予定案件は以上でございます。

（公共事業運営室長）

来年度、今年よりかなり量的には少なくなっておりますが、18件諮問させていただきたいと思っておりますので、皆様方、またよろしく願いたします。

それでは、委員長、本日の総括のほう、願いたします。

（委員長）

はい、本日は今までの委員会で事業継続を認めた事業、付帯意見が付いたものもいくつかありますし、それから、それプラス事後評価をしたもの、それに対して各事業室が今後の対応をどうしますかという意見を、対応方針を述べてくださいます、それに対して、こちらはコメントしたというような議事内容でございましたが、それぞれの事業室というか、総括室長のほうから対応としては非常に適切な対応方針を示してくださいまして、それに対して、こちらの側の意見としては、これは単に紙の上での話しですけども、その対応を了承するというか、そのとおり願いたしますということで終わったんだと思います。後はそれが来年度以降に非常に有益に活かされるということを期待しております。

ただ、1個、途中で一言コメントが入ったと思いますけれども、私の考えといたしましては、ご説明に対して、ご説明が非常にきれいにできているのは当たり前で、こちらの意見に対して対応して下さってるわけですから、それに対してこちらが、「はい、よろしい」というか、「それで結構じゃないですか。」というだけでは、何の進展もございませんで、それは普通のまま流れていくだけです。それで、ある程度、私途中で何度か委員長として何でもいいから言うてくださいという話をいたしましたけども、そういうことを、例えば各地域とか、自分の身の回りの話からつなげる話であっても、いろんな話をしていくところで、公共事業全体のバックグラウンドとして流れる非常に崇高な思想に繋がるような話がやっぱり出てくることもあるんでね、どうぞやってくださいというふうなことをやりました。ですから、その辺り、途中から多分総括室長が非常に上手にふっと引き取って下さっているような感じがしたんですけども。そういうこの中で、今日はいろんな方が並んでらっしゃるわけじゃないんで、答えられないものもたくさんあると思います。それでちょっとお困りになられたと思うんですけど、この場合はこの場ではお答えできません。また何れ対応させていただきますというふうな流れに途中からなっただけとは思いますが、そういうふうな対応さえしていただければ、来年からもこういう場では色んなこと言っていただければいいかなと思っております。少なくとも私は来年もそういうつもりでや

るつもりですので、そういうのがまずければ、きっと私はここに座ってないと思いますが、それは事務局にお任せいたします。

そういう話で、もう一度繰り返させていただけますけれども、非常に国民の、ここで国民というのもせんえつですので、県民の目が非常に段々お金が無くなって、県民の財布の中もお金が無くなって厳しくなっているときに、公共事業に対しての目というのは非常に厳しいものがあって、それを実は監視してるわけでもないんですけれども、ある意味、県民から見たら監視しているように見えるような、私らのような委員会に対する目も非常に厳しくなってると思うんで、両者ともに非常にインターアクションをしながら無駄なことをしないように、いいことをするようにと、限られたお金でいいことするようにというふうなことが、これからいい関係でできればなというふうに思います。

一応これで総括とさせていただきます。

(公共事業総合政策分野総括室長)

一言、よろしいですか。本日はどうもありがとうございました。

先ほど来、委員長のお言葉にもありましたように、公共事業を取り巻く情勢、どんどん厳しくなってきました。その中で、今やっている事業をそのまま続けていいのか。今のやり方でいいのか。もっと安くて効率のいい方法は無いのかというのは見直し。あるいは新規事業着手に当たって、本当にこの事業を始めてやり切れるだけの財政的な裏付けあるのかといった点、そういったものも含めて、今日、いろんな意見をいただきましたこと、今やってる事業のやり方を見直していく中でも活かすし、また、今後も新規着手していく事業についても、そういった視点を持って臨んでいきたいとします。

どうもありがとうございました。

(公共事業運営室長)

それでは本日の議事のほうは以上で終わりたいとします。

委員長、よろしいでしょうか。

(5) 閉会

(委員長)

はい、それでは、これで本日の議事を終了いたします。

(公共事業運営室長)

それでは、これもちまして平成20年度第9回三重県公共事業評価委員会を終了させていただきます。

委員の皆様、どうもありがとうございました。この後、少し打ち合わせ等ございますので、

控えのほうへお集まりください。

どうも関係者の皆様、ありがとうございました。ご苦勞様でございました。